

●香川県告示第300号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき次のように道路の供用を開始するので、同項の規定に基づき告示する。

その関係図面は、香川県土木部道路課において、平成28年9月27日から同年10月18日まで一般の縦覧に供する。

平成28年9月27日

香川県知事 浜 田 恵 造

- 1 道路の種類 県道（主要地方道）
- 2 路線名 善通寺大野原線（24号）
- 3 道路の区域

区 間	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備 考
三豊市高瀬町羽方字田井834 番2地先から 三豊市高瀬町羽方字田井826 番1地先まで	9.4~36.0	133	平成25年香川県告示第97号で 変更した区域の一部及び平成 28年香川県告示第77号で変更 した区域

- 4 供用開始の期日 平成28年9月27日